

天道自治区活動以外の自動車貸出要項

1 各種団体（自治区規約の団体）の場合

使用料は無料とし、自治区の保険を適用する。

2 一般の貸し出しの場合（天道自治区民対象）

- 借受人（使用者）は、次のことを遵守すること。
 - ① 安全運転に徹すること。
 - ② 運転日誌を作成し、その都度記載すること。
 - ③ 使用料は、1日1回につき500円とする。（10km未満の燃料代を含む）
 - ・燃料代は、10km以上の使用は、100円/10kmとする。
 - ④ 使用料の支払いは、鍵を返却した時に納入すること。
 - ⑤ 自動車保険は、借受人の保険（他車運転特約）を使うこと。
（事故等）
- 活動中（使用中）に事故があった場合は、直ちに警察に届け出を行い、相手が負傷した場合などは、救急車を呼ぶこと。
- 事故報告後、借受人は直ちに保険等の必要な正当な手続きをすること。その際、貸出人（自治区）は、手続きに協力する。
- 事故等による保険適用以外の経費は、借受人の負担とする。
免責分は借受人の負担とする。
- 貸出人は、借受人の保険（他車運転特約）で適用できずに自治区加入の保険が適応できるものは、手続きをする。

3 その他

- 不都合が起きた場合は、区長と協議をする。

上記のことに同意された方は、電話にて自治区に直接お申し込みください。

電話46-6070（開館時間 10:00-12:00 毎週月・火休日）